

宮行発第 346 号  
平成29年10月31日

会員各位

宮城県行政書士会  
会長 佐々木政勝  
(公印省略)

農地法第3条許可における下限面積の緩和について (お願い)

日頃より会務運営にご協力をいただき誠に有り難うございます。

さて今般、日行連より、別添の内容にて通知がございましたので、ご案内申し上げます。

当会といたしまして、農地法第3条第2項に該当する農地の下限面積設定における県内市町村の別段の設定状況の把握と、地域の実態に即した下限面積を設定していただけるよう農業委員会等関係各所へ積極的な働きかけを行っていく予定であります。

つきましては、会員の皆様におかれまして、地域の下限面積設定と空き家等の対策事業と関連して下限面積を10a以下に設定している事例がありましたら、当会宛てに情報提供くださいますようお願い申し上げます。

(別添資料)

【日行連発第601号】農地法第3条許可における下限面積の緩和について (お願い)

(別添資料)

日行連発第 601 号  
平成 29 年 9 月 27 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
許認可業務部  
部長 矢野 浩司

農地法第 3 条許可における下限面積の緩和について (お願い)

ご存じのとおり、農地又は採草放牧地について権利移動をしようとする場合、農地法(以下「法」という。)の規定に基づき、当事者が農業委員会の許可を受けなければなりません(法第 3 条第 1 項本文)。

一方で、当該許可については、法第 3 条第 2 項各号に該当する場合には許可をすることができないとされており、特に第五号においては農地等の効率的利用及び農業生産の増大を促進する観点から、権利取得後も一定規模以上の営農を実現してもらうために下限面積(原則として、北海道:2ha 都府県:50a)を設定しており、権利取得後の農地等の合計面積がこれを下回るときには許可をすることができないとされています。

ただし、当該下限面積については、地域の実情に応じて、農林水産省令(法施行規則第 17 条)に定める基準により、農業委員会が別段の面積を定めることができるとされています(法第 3 条第 2 項第五号かっこ書き)。

このような農地等の権利移動における下限面積の緩和については、空き家問題の解消や耕作放棄地の減少に向けた解決策の一つとして全国的に拡がることが期待されます。

つきましては、各単位会におかれましては、各都道府県内市町村の別段の面積設定状況を把握され、会員に周知するとともに、地域の実情に精通した法律専門家として、実態に即した下限面積を設定していただけるよう農業委員会等関係各所に積極的に提案・働きかけを行っていただきたくお願い申し上げます。

なお、空き家等の対策事業と関連して下限面積を 10a 以下に設定している事例がありましたら、以下の宛先までご報告をお願いします。

担当：日本行政書士会連合会 事務局  
業務課 1 係 (三浦)  
[gyoumu1@staff.gyosei.or.jp](mailto:gyoumu1@staff.gyosei.or.jp)

以上